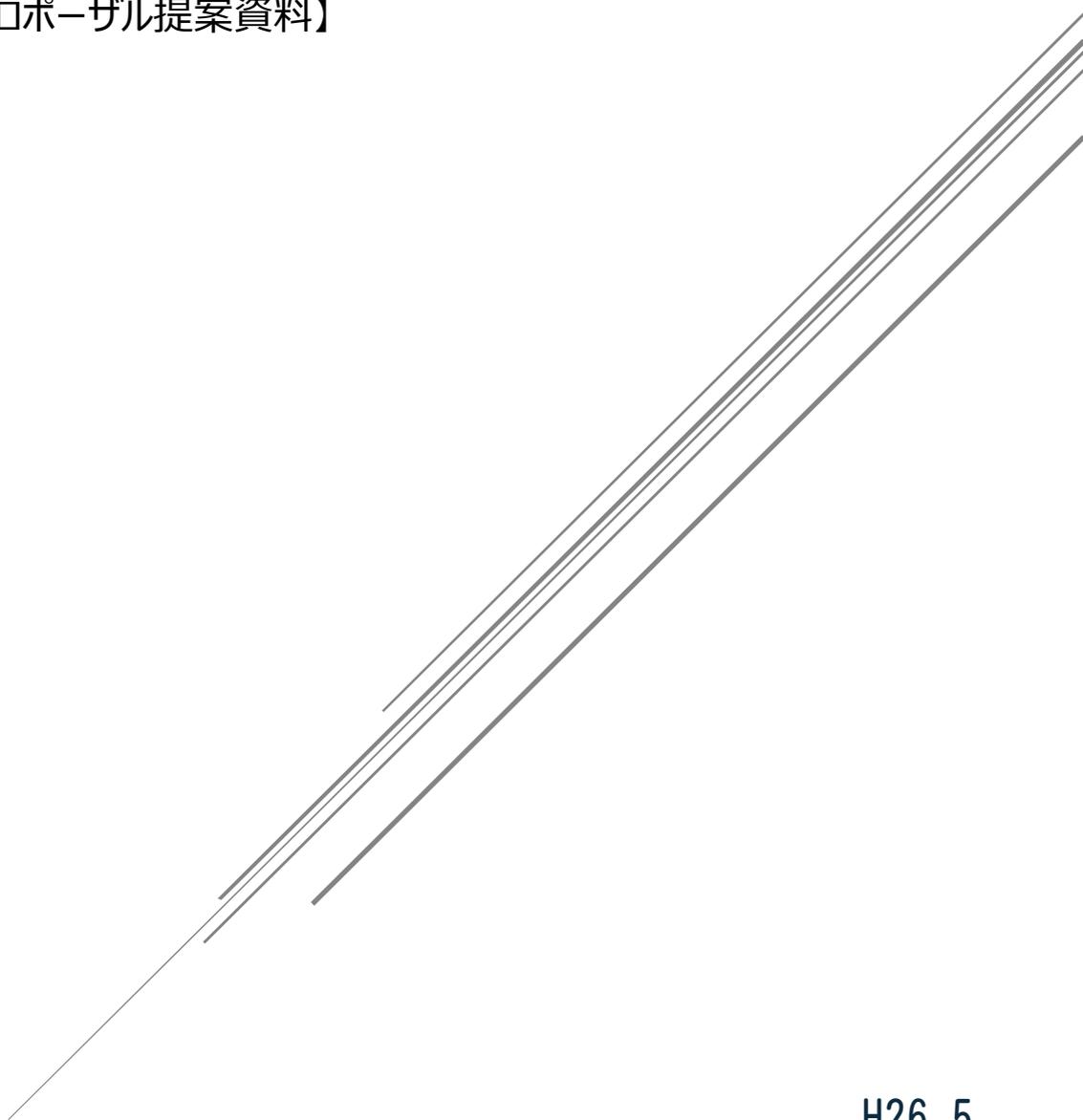


会津美里町庁舎及び複合文化施設 建設基本構想

【プロポーザル提案資料】



H26.5
会津美里町

1 はじめに（これまでの検討経過）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、本町の公共施設において著しい被害は発生しなかったものの、防災機能を担うべき役場庁舎のあり方や公共施設の耐震性が全国的に議論となった。本町においては、これまで教育施設を中心に耐震補強を進めてきたが、多くの住民が集まる公共施設であるにも関わらず耐震性の低い役場高田庁舎や会津美里町公民館（以下「美里公民館」という。）のあり方は、早急に解決すべき課題となっている。

また、本町では、平成 17 年 10 月 1 日の町村合併以来、合併協議会での協定事項に基づき、新たな庁舎は建設せず、現状の高田・本郷・新鶴各庁舎を活用し、本庁機能を各庁舎に分散する『分庁舎方式』により行政サービスを行ってきた。この方式は、住民サービスの向上と合併による経費削減効果を最大限に活かすために取り入れられた手法であるが、3 庁舎を維持するために多額の経費がかかることや各課の連絡調整が非効率であるなど課題が多い。

一方、文化ホールや図書館、交流スペースなど複合的な機能を備えた生涯学習・文化・交流拠点施設の整備については、「会津美里町まちづくり計画（建設計画）」において掲げられている事業であるが、小中学校の統合や耐震補強などを重点的に整備してきたことから、これまで実施を見送ってきた経過にある。

このようなことから、役場庁舎及び複合文化施設については、他の公共施設に優先して、早急に検討すべき課題として位置づけた。なお、庁舎の整備については、合併時の協定事項から内容が大きく変わるものであり、「会津美里町まちづくり計画」の変更も要することから、多くの町民の意見を聞きながら、慎重に検討を進めることとした。

平成 24 年度には、庁内の検討組織として「高田庁舎のあり方検討会」「公民館のあり方検討会」を設置し、それぞれの課題や施設整備におけるメリット・デメリット等を整理するとともに、年度途中からは「公共施設整備検討会」として 2 つの検討会を合同で開催し、「公共施設整備庁内検討報告」を取りまとめた。

平成 25 年度には、「公共施設整備庁内検討報告」を基に、町内 10 箇所、16 会場で町民懇談会を開催し、合計 224 名の町民に参加していただき、さまざまな意見を伺った。また、建築の専門家 4 名で「公共施設整備有識者会議」を組織し、それぞれ専門的見地から議論し、「公共施設検討報告書（「美里の子」のための公共施設整備に向けて）」を提出していただいた。

これらの経過を受けて、役場高田庁舎と美里公民館について何らかの措置が必要であることは、概ね町民に理解されたと認識し、以下のとおり今後の方向性を整理した。

1. 複合文化施設については、町村合併時に策定した「会津美里町まちづくり計画」に掲げられた事業であり、耐震的に問題のある美里公民館の機能を担う施設として建設する。
2. 役場庁舎については、施設の維持管理経費や事務の効率性等を考慮し、総合庁舎への移行を推進する。
3. 複合文化施設と役場庁舎については、可能な限り機能共有を図ることが効率的であることから、十分な敷地面積を有する高田地域新布才地地区に一体的な施設として整備する。
4. 複合文化施設に求められる機能と施設規模については、そのコンセプトを明確にし、公民館の現状調査等を行い、利用頻度が高く、効率的なものとなるよう町民を交えた十分な議論を行い、身の丈にあった施設とする。

平成 26 年 3 月議会において、「会津美里町まちづくり計画」について、他施設との機能共有を考慮したうえで防災機能を有した新たな庁舎を建設し、総合庁舎への移行を推進することをはじめ、主要な施策として「庁舎の整備・改修」の追加や計画期間を合併後おおむね 20 年とする等の変更を提案し、議決を得た。

本基本構想は、これまでの経過を踏まえ、庁舎及び複合文化施設の建設に向けた町としての基本的な考え方を示すものである。

2 基本方針

新たに建設する庁舎及び複合文化施設については、災害時における町民の生命と財産を守る防災機能を有する施設であるとともに、質の高い行政サービスの提供と町民の学習活動や地域文化創造の交流拠点など多くの機能が求められることから、庁舎機能と複合文化施設機能の合築とし、機能共有によるコスト削減を図るとともに、あわせて町民の利便性向上に資する施設とする。建設にあたり、多くの町民が日常的に集い、交流する場として「人・生きがい・ふれあい」を創出する、町のシンボルとなる施設とする。

今後の設計・建設に向けて、以下のとおり6つの基本コンセプトを示す。

2.1 災害に強く、防災機能を有する安全・安心な施設

町民の安全・安心な暮らしを支える拠点として、また、建物自体に十分な耐震性能を備え、万が一の災害時には一定程度の機能が確保され、災害対策本部などの指揮命令機能が十分に発揮できる施設とする。

1. 震度6強の地震でも大きな損傷を受けず、行政機能が停止しない建築構造の採用
2. 災害対策本部と関係機関が連携して活動できるスペースの確保
3. 非常用電源の確保
4. 災害情報関連システムの機能維持

2.2 町民の学習活動や地域文化創造の交流拠点となる施設

世代を問わず町民の学びの場を提供するとともに、芸術文化を創造する拠点として、普段から町民が気軽に集まり、誰もが交流できる施設とする。

1. 音楽会や講演会、各種大会、式典等に柔軟に対応できる多機能型ホールの整備
2. 音楽練習機能、創造活動機能、会議機能、展示機能を備えた活動拠点の整備
3. 季節を問わず町民が気軽に立ち寄り、自由に時間を過ごせる交流環境の整備
4. 閲覧、自主学习、読み聞かせ等のスペースを有する図書館機能の整備

2.3 多くの町民が日常的に集い、親しみやすく、利用しやすい施設

多目的に利用できる開放的な町民交流スペースや会議室等を設置し、まちづくりの主体となる町民が利用しやすく、親しみやすい施設とする。

1. 多目的に利用できる待合空間を兼ねた町民交流スペース等の確保
2. 町民の利用頻度の高い窓口業務の充実と利用しやすい組織配置
3. 町民に開かれた議会の実現
4. ユニバーサルデザインの導入
5. セキュリティー管理、情報管理に配慮した安心な施設

2.4 エコロジカルでエコミカルな施設（自然や環境と調和した経済的な施設）

再生可能エネルギーを積極的に活用し、省エネルギーや省資源対策など自然環境に配慮するとともに、将来的な維持管理経費を削減できる経済的合理性に優れた施設とする。

1. 再生可能エネルギーの積極的導入と建物本体の省エネルギー化の推進
2. 施設の長寿命化

2.5 会津美里町の文化・気候風土を踏まえ、町民が豊かさを実感できる施設

木材を積極的に活用し、地元の気候風土に調和し、町のシンボルとし多くの町民が共感できる施設とする。

1. 地元木材をはじめとする自然材料を積極的に活用したあたたかみのある施設
2. 冬季間の風雪など会津の気候風土に対応した施設
3. 自然と調和し、町民の憩いの場としての敷地配置計画

2.6 合築によるメリットを活かし、効率的でフレキシブルな施設

庁舎機能と複合文化施設機能の合築による効率化と町民の利便性向上を図り、少子高齢化や過疎化の進行による人口減少時代に即し、組織機構改革や新たな行政需要、情報化など、社会変化に柔軟に対応できる施設とする。

1. 庁舎と複合文化施設の機能共有による施設のコンパクト化の推進
2. 総合庁舎への移行を考慮し、社会変化に柔軟に対応できる施設

3 施設計画

3.1 庁舎の機能と規模

3.1.1 現状

【施設の現状】

施設名	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年	構造	耐震診断結果 (Is 値)
役場高田庁舎 (本庁舎)	5,792	1,095	1,749	S36 S37	鉄骨 木造	X : 0.051 Y : 0.067
役場高田庁舎 (西側増築)		174	396	S60	鉄骨	X : 0.180 Y : 0.204
役場高田庁舎 (北東 2F 増築)		—	99	S53	鉄骨	X : 0.329 Y : 0.255
役場高田庁舎 (北庁舎)		278	537	H4	鉄骨	—
役場本郷庁舎	12,085	1,709	2,997	H7	鉄筋 コンクリート	—
役場新鶴庁舎	13,117	1,429	2,947	H10	鉄筋 コンクリート	—
合計	30,994	4,685	9,412	—	—	—

※ 面積については、小数点以下第 1 位四捨五入により表示

※ 建築基準法施行令改正（S56・新耐震基準）を耐震診断の目安としたため、役場高田庁舎（北庁舎）、役場本郷庁舎、役場新鶴庁舎については実施していない。

【職員数の現状（平成 26 年 4 月 1 日現在）】

	特別職	課長	補佐・係長	一般	計
高田庁舎	2	7	22	56	87
本郷庁舎	-	4	16	35	55
新鶴庁舎	1	3	11	25	40
合計	3	14	49	116	182

3.1.2 人口推計

人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所のデータより推計し、平成 32 年 19,981 人、平成 37 年 18,482 人とした。

【推計人口】

	H17	H22	H27	H32	H37
年少人口（14 歳以下）	3,279	2,685	2,240	1,889	1,674
生産年齢人口（15～64 歳）	13,999	12,786	12,009	10,554	9,246
老年人口（65 歳以上）	7,463	7,262	7,323	7,538	7,562
合計	24,741	22,737	21,572	19,981	18,482

※ H17、H22 については国勢調査による実績値

3.1.3 想定規模

平成 26 年 4 月 1 日現在の職員数をもとに庁舎の想定規模を示す。なお、庁舎の規模については、今後の詳細な検討により決定することになるが、「総務省地方債事業費算定基準」を参考に示す。

【職員数と想定規模】

職	特別職	課長	補佐・係長	一般	計
職員数	3	14	49	116	182
換算率	12.0	2.5	1.8	1.0	-
換算職員数	36.0	35.0	88.2	116.0	275.2

区分	基準		算定対象	面積 (㎡)
A 事務室	換算職員数 1 人あたりの基準面積	4.5 ㎡	275.2	1,238.4
B 倉庫	A の面積に対する共用面積率	13.0%	1,238.4	161.0
C 会議室等	職員 1 人あたりの基準面積	7.0 ㎡	182	<u>1,274.0</u>
小計				2,673.4
D 玄関、階段、廊下等	小計に対する共用面積率	40.0%	2,673.4	1,069.4
E 議場、委員会室等	議員 1 人あたりの基準面積	35.0 ㎡	18 人	630.0
合計				4,372.8

庁舎の想定規模は、「c 会議室等（1,274 m²）」について複合文化施設との機能共有により約 70% を削減し、約 3, 5 0 0 m²とする。

3.1.4 議会機能

想定する議員定数は現状の 18 人とし、議員間の活発な議論が行えるよう議場等の機能充実を図るとともに、町民に開かれた議会とする。

1. 議場、議席等議会施設の IT 化を進め、コスト削減を図る。
2. 議会スペースを有効利用するため、町民利用を想定した機能を導入する。
3. 議場は、議会閉会時に、講演会やイベントなど町民ニーズに合わせた利活用が可能な多目的空間とする。
4. 委員会室は、施設内会議研修機能との共有化を図り、各種会議スペースとして利用する。

3.1.5 その他機能

その他機能として、業務を進める上で必要となる会議研修室や応接室等の機能、倉庫や書庫（耐火書庫を含む）等の保管機能、職員の福利厚生機能、公用車の車庫等を置く。

3.2 複合文化施設の機能と規模

3.2.1 現状

【施設の現状】

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	会議室等 利用区分	面積 (㎡)	利用率 《回数》 (%)	利用率 《時間》 (%)
美里公民館 ※体育場・分室（図書 室）含む	1,829	S46	第1研修室（洋）	84	28.4	17.4
			第2研修室（和）	82	37.1	30.9
			第3研修室（洋）	64	22.2	14.7
			第4研修室（洋）	47	39.8	26.3
			調理実習室	64	1.5	1.3
	体育場	656	53.5	28.1		
	290	S60	分室（図書室）	290	—	—
永井野地区公民館	370	S55	A研修室（和）	99	6.0	3.8
			B研修室（洋）	54	0.6	0.3
			C研修室（和）	16	3.3	1.9
			調理実習室	29	0.6	0.5
旭地区公民館	366	S54	A研修室（洋）	37	2.9	2.4
			B研修室（和）	130	4.5	3.8
			C研修室（洋）	20	0.1	0.0
			調理実習室	19	0.1	0.1
藤川地区公民館	737	S55	研修室	63	4.6	2.7
			会議室	32	0.4	0.4
			研究室	18	0.0	0.0
			調理実習室	27	2.2	1.8
			管理室	20	6.2	4.5
赤沢地区公民館	366	S54	A研修室（和）	21	5.7	3.5
			B研修室（和）	79	3.9	1.9
			C研修室（洋）	21	0.1	0.1
			D研修室（洋）	21	0.0	0.0
			調理実習室	34	0.1	0.2
尾岐地区公民館	267	S51	第1研修室	93	11.0	6.5
			第2研修室	30	1.8	0.8
			第3研修室	20	0.0	0.0
			調理実習室	43	0.3	0.3
東尾岐地区公民館	366	S58	A研修室（和）	20	4.4	3.4
			B研修室（和）	90	1.4	1.5
			C研修室（洋）	21	2.2	1.2
			D研修室（洋）	24	0.0	0.0
			調理実習室	34	1.2	0.6

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	会議室等 利用区分	面積 (㎡)	利用率 《回数》 (%)	利用率 《時間》 (%)
本郷公民館	968	S57	大会議室	193	48.7	24.6
			研修室	87	26.9	15.9
			和室	101	18.2	13.9
			視聴覚室	28	0.8	0.6
新鶴公民館 ※旧構造改善センター 含む	1,697	S63	会議室 A (和)	28	9.6	9.8
			会議室 B (和)	50	21.0	12.9
			会議室 C (和)	22	4.1	3.6
			第 1 研修室	45	12.3	9.8
			第 2 研修室	52	6.7	5.6
			第 3 研修室	75	6.4	5.7
			視聴覚室	163	9.6	6.6
			視聴覚機材室	20	0.0	0.0
			大集会室	288	30.6	21.4
調理実習室	44	4.6	3.5			

※ 面積については、小数点以下第 1 位四捨五入により表示

※ 利用率《回数》は、それぞれの利用回数を年間利用可能回数（1 日 3 回とし年間 350 日乗じた 1,050 回）で除した値

※ 利用率《日数》は、それぞれの利用時間を年間利用可能時間数（1 日 12 時間とし年間 350 日乗じた 4,200 時間）で除した値

3.2.2 想定規模

複合文化施設の建設にあたっては、基本的には現在の美里公民館の代替施設として建設するものであり、現在の利用状況と町民ニーズを十分に把握し、利用頻度が高く、身の丈にあった施設とする。しかしながら、「今後の公民館のあり方」に基づき、高田地域地区公民館の整理・統廃合を行い、将来的には、社会教育法上の「公民館」を新たに建設する複合文化施設のみとし、本郷・新鶴公民館を地域活動に対応する学習拠点として再編していくことから、町全体の学習・文化交流活動の拠点施設として利用可能な施設とする。

複合文化施設の想定規模は、美里公民館（図書室含む：2,119 ㎡）に庁舎の「C 会議室等」の約 70%を見込み、約 3,000 ㎡とする。

3.2.3 ホール機能

想定するホール機能は、以下のとおりとする。

1. 音楽会や講演会、各種大会、式典等に対応できる多機能型ホールとする。
2. 舞台は、演奏者等が使いやすい導線計画とする。
3. 客席は、見やすさと音響に十分配慮した空間とする。
4. 客席は、可動式収納型を基本とし平土間ホールでの利用を可能とする。

3.2.4 図書館機能

想定する図書館機能は、以下のとおりとする。

1. 一般の閲覧、自主学習、読み聞かせ等のスペースを設置する。
2. 電子書籍の導入を検討し省スペース化を図るとともに、利用者の利便性向上を推進する。
3. 既存の図書室とのネットワーク化を図り、相互利用が可能なシステムを構築する。
4. 民間企業等による運営についても検討する。

3.2.5 町民交流機能

町民の憩いの場として、気軽に利用できる町民交流スペースを置く。町民交流スペースは、役場業務にかかる待合空間を兼ねたものとする。また、商業施設機能及び金融機関機能（ATM 含む）等の設置についても検討する。

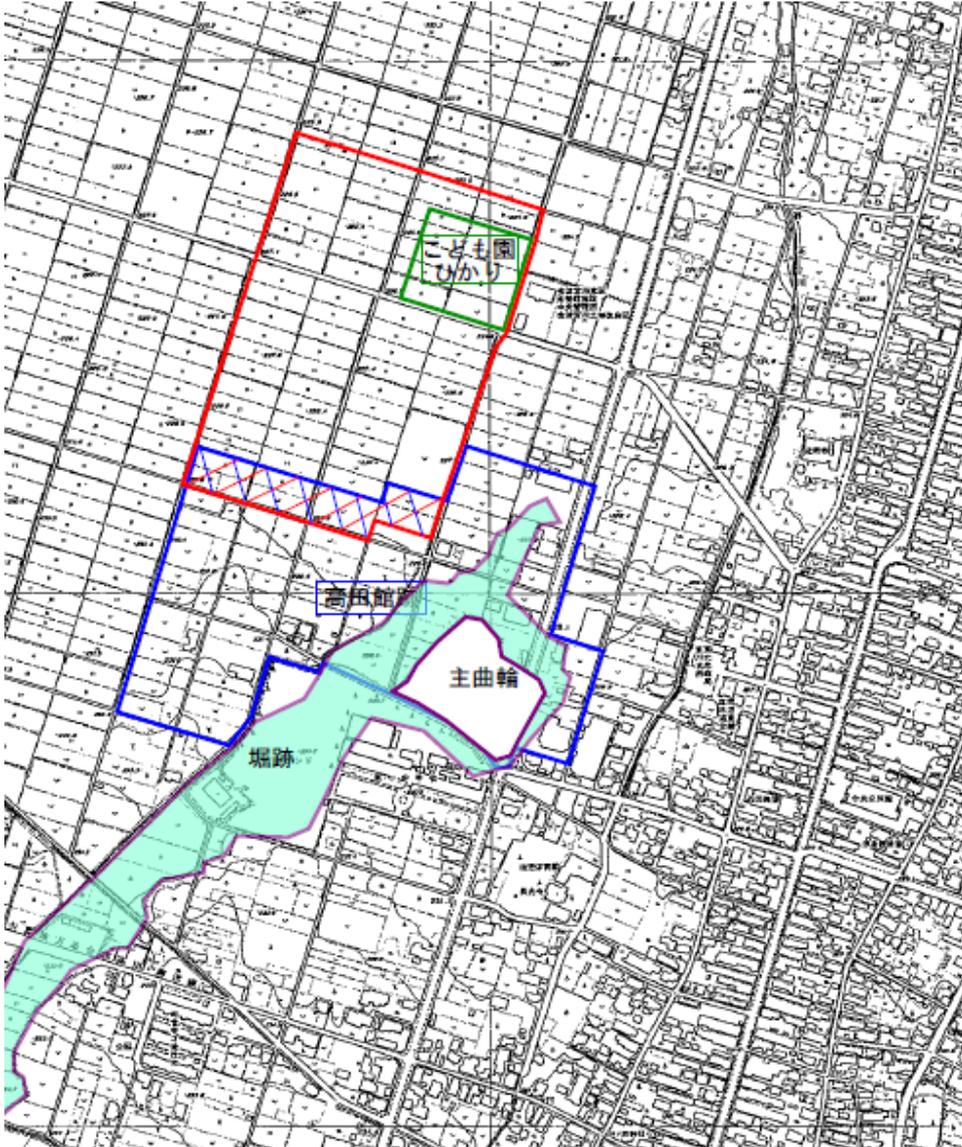
3.2.6 公民館機能

公民館機能として、事務室、会議研修室、調理実習室等を置く。なお、庁舎との共用化が可能な機能については積極的に推進し、可能な限りコンパクトな施設とする。

3.3 建設場所

庁舎及び複合文化施設の建設場所については、新たな用地買収の必要がなく、土地活用や両施設の機能共有を図るために十分な敷地面積を有する、会津美里町高田地域新布才地地区（敷地面積：約 6.8ha）の一部とする。

【周辺地図】



□ 建設地（□認定こども園ひかり敷地を除く）

□ 高田館跡遺跡範囲

3.4 概算事業費と財源

3.4.1 概算事業費

庁舎及び複合文化施設の建設にあたっての概算事業費は、以下のとおりとする。

【概算事業費】 約 30 億円

3.4.2 財源

庁舎及び複合文化施設の建設にあたっては、多額の資金が必要となることから、有利な財源である「合併特例債」とともに、「公共施設整備基金」を活用する。

3.5 建設スケジュール

庁舎及び複合文化施設の建設については、概ね以下のスケジュールで事業を進める。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
庁内検討						
整備方針・まちづくり計画変更						
基本構想						
設計者のプロポーザル選定						
基本設計						
実施設計						
工事等						
備品搬入等						

4 今後の進め方

4.1 町民参加による検討

庁舎及び複合文化施設の建設にあたっては、「会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例」に基づく町民参加手続きを実施し、より多くの町民の声を聴きながらよりよい施設建設を推進することとする。また、設計、建設等の過程において、町民に分かりやすい情報提供を行い、すべての町民の英知を結集し、町のシンボルとなる施設を建設する。

4.2 透明性、客観性の確保

庁舎及び複合文化施設の設計者選定に際しては、選定過程の町民への公開による透明性及び専門家を交えた審査により客観性を確保し、町民への説明責任を果たすこととする。

4.3 適正かつ効果的なライフサイクルコスト削減

庁舎及び複合文化施設の建設にあたっては、これまで以上にコスト意識を重視し、建設費のみならず施設の長寿命化を見据え、竣工後の長期に渡る維持管理、運営等について適正かつ効果的にコストを削減する工夫に取り組むこととする。

4.4 基本構想の位置づけ

本基本構想は、庁舎及び複合文化施設の建設に向けた町としての基本的な考え方を示したものであり、今後の設計者選定における提案資料として活用する。